

随意契約理由書		
工事名及び 工事番号	高知県立県民文化ホール冷温水機伝熱管チューブ交換工事 工文国第6-2号	
工事場所	高知県立県民文化ホール 高知県高知市本町4-3-30	
工事概要	高知県立県民文化ホール吸収冷温水機伝熱管チューブ（R-3）の交換	
請負対象金額	8,800,000円（税込）	
契約年月日	契約金額	円（税込）
契約の相手方の 商号・住所	荏原冷熱システム株式会社 四国営業所 所長 中村 将人 香川県高松市伏石町2151-2	
随意契約と する理由	<p>本業務では、冷温水機キャンドポンプ点検で、気密不良が確認されているR-3機内のチューブ交換を実施する。気密不良が起こると機内で漏水が発生する恐れがあり、安全に取り替える必要があるため、全ての構造及び作動を熟知している業者による施工が必要である。</p> <p>また、機械の問題による事故、故障、不具合が発生した際に責任の所在が不明確にならないようにする必要もある。</p> <p>これらの条件を満たす者は、既存の設備を製作・設置した荏原冷熱システム株式会社しかいないため、当業者と単独随意契約を行う必要がある。（契約事務の適正化要綱第2の1の（2）のサに該当）</p>	
根拠規定	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号	

- 注：1 委託業務にあつては様式中の「工事」は「業務」と、「請負対象金額」は「委託対象金額」とする。
- 2 「随意契約とする理由」は、随意契約としなければならない理由、相手方選定理由を具体的に記載する。
- 3 「根拠規定」は、地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するかを記載する。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の場合には、この様式を作成する必要はない。